

研究ノート

不登校児は、なぜ学校に行かれないのかⅡ —不登校の発達社会心理学的考察—

川島 一夫・征矢野 達彦・小松 茂美・藤枝 充子

Why cannot the truant go to school? II Developmental Social Psychological Study of truancy

KAWASHIMA Kazuo, SOYANO Tatsuhiko, KOMATSU Shigemi, FUJIEDA Mitsuko

要 旨

川島(2007)は「不登校児は、なぜ学校に行かれないのかⅠ」において、不登校は行動の問題でなく感情の問題であり、Ramachandran, V.S. (1998)を引用し、学校という嫌悪刺激を2つの流れによって解釈できると説明した。本稿論では、同様のテーマについて発達心理学と社会心理学の観点から考察を行った。内容は、「不登校の背景にある大人社会の価値観が不登校を促している」ことを主題として、不登校は社会にとって年間4兆円以上の損失、学校を塾と同じだと考える社会、登校行動も他の社会的行動と同様に教えなければならないなどについて論じた。

キーワード

不登校 社会規範 家庭教育 学校制度

目 次

- I. 本論のねらい
- II. 不登校の背景にある大人社会の価値観が不登校を促している
- III. 不登校は、社会にとって年間4兆円以上の損失
- IV. 学校を塾と同じだと考える社会
- V. 登校行動も社会的行動の1つとして教えなければならない
- VI. 不登校の対策は、不登校に対する先入観が見られる
- VII. 不登校の対応は、最後にはカウンセラーに丸投げ
- VIII. 不登校を作り出すのは、他の子どもと比較して育てたから
- IX. 公的な団体における不登校の対応策
 1. 長野県の取り組み
 2. 文部科学省の取り組み

文献

I. 本論のねらい

川島(2007)において、Ramachandran、V.S.(1998)を引用し、不登校は行動の問題でなく感情の問題であり、不登校児を考えたときにも学校という嫌悪刺激を二つの流れによって解釈できると説明している。さらに、不登校は常識の範囲でしか説明されていないことと、不登校児を強制的に登校させることで不登校児でなくなるのだろうかという疑問を提起した。そして、不登校は過剰な情動に喚起された不適応反応であり、その背景には学校に対する嫌悪感情あるいは嫌悪の情動があると考えられることを指摘している。本稿では、それらの学校に対する感情が児童期の発達段階での家庭教育を中心とした社会的な価値観によって生ずるのではないかという仮説の下に、現在行われている不登校への対応について検討を行う。

平成27年度学校基本調査の速報値が公表され、小中学生が10万人弱減少し1千万人で過去最低となっている。その一方で、特別支援生は過去最高数を登録している。大学、短大等の高等教育機関進学率は8割となった。そして不登校児は小・中共に増加し12万人を超えた。このような状況の中で、不登校の対応や対策については、文部省をはじめとして各県の教育委員会、NPO法人、フリースクー

ルなどが、種々の方法を提案している。しかし、これまでのほとんどの県や文科省の取り組みは、あまり効果が見られないのはなぜだろうか。

本論では、不登校に対する、文部科学省や各県、市町村の教育委員会の対応や対策を紹介すると共に、これほど多くの専門家が知恵を絞って考えているにもかかわらず、図1に見られるように、ほとんど効果が無いのはなぜかを考えてゆく。

II. 不登校の背景にある大人社会の価値観が不登校を促している

米国における不登校生徒の対応の流れを考えると、不登校を社会の損失だと考えている。これは、日本と比較すると明らかであるが、不登校の定義そのものに関わることであり制度の問題として捉えることができる。すなわち、図2に見られるような、不登校を、子どもが学校に行く権利を取り上げているという意味で、「虐待」の1つであるという考え方を持っている。それは、米国では、不登校への対応を、児童虐待防止法令や障害児教育法規に基づいて解決しようとするからである。その流れは、以下のとおりである(本田、2001)。

- 1) 無断欠席3日でまず医師からの診断書の提出を求められる。

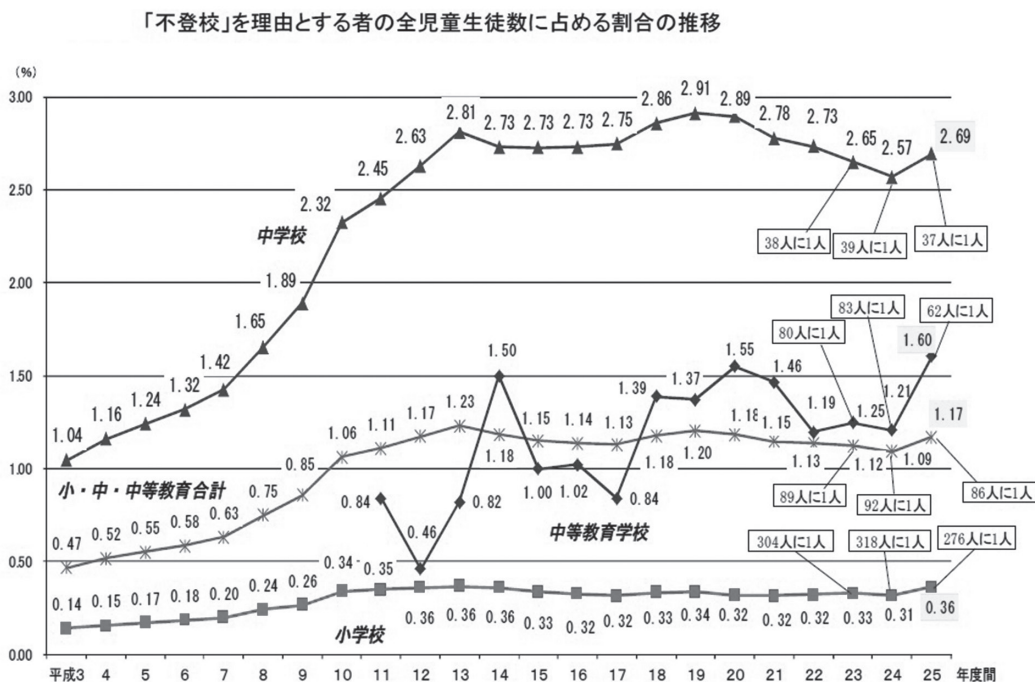


図1 「不登校」を理由とするものの全児童生徒数に占める割合の推移

(出所) 平成26年度学校基本調査の速報について - 文部科学省

- 2) 未提出のまま7日以上欠席した場合(日数は州によって異なる)はスクールサイコロジストおよび児童精神科医によってアセスメントを行うこと。
- 3) 保護者が従わない場合は「教育ネグレクト:虐待」として専門機関の対応が始まる。
- 4) アセスメントの目的は、生徒の健康面、社会・心理面、学習面、運動面の状況を多面的に的確に把握し、不登校になっている根本的な要因を解決する方向性を見いだすことである。
- 5) 適応上(コミュニケーション、ソーシャルスキルなど)の問題が明確になった場合、IEP(個別教育プログラム)や、健康上や精神的要因等で登校が困難な場合にはホームインストラクションや院内学級オルタナティブスクールなどを利用することになる。
- 6) 家族に問題がある場合には、保護者を専門機関に紹介し「親教育」や「子育て支援」をはじめとする様々な支援が行われる。

このように、米国では、子どもから学校という教育環境が奪われることを虐待とみなしている。その意味で不登校は、「親の虐待」とみなされ、親は不登校の責任を負うことになり、ケースによっては逮捕などの状況もあるのである。もちろん、子どもが登校を望まない場面だけでなく、社会的な階層によっては、子どもを労働力と考える場合もあり、その場合も罪に問われることになる。このような状況にあることから親は子どもが不登校になると学校からの指導の下でのホームスクーリングなどによって家庭学習を行うなどの対応をせまられる。

ここで一貫して見られるのは、不登校を社会全体の損失として捉えることで、学校の大切さを社会全体が考えているように見えることであろう。また、最近、日本でも学校と地域との連携の重要性を唱

えることが多く、米国の模倣をして学校評議員などの制度を取り入れ地域の協力や連携を目指しているが、実際には年に2回程度の委員会などを形式的に開き、後に述べるように、地域の役員や議員などの一部のものが学校に関わることで問題が生じたときの対応を協力するという程度にしかないのが現状である。それに対して、米国での保護者のかかわりは、学校での教材プリントの印刷や遠足や課外授業の引率など、日常的に、親が学校での教育活動に参加することが当然となっている。これも親の社会的な意識の違いであると考えられる。親も教師も協力して子どもの教育を行っているのであり、日本のように、親対教師という対立図式で、親が教師に店の店員のようにサービスを要求するのが当然という社会ではないのである。

Ⅲ. 不登校は、社会にとって年間4兆円以上の損失

不登校についても、学校に行かないことは個人が損をするという主張は見られても、社会が損をするという主張はほとんど見られない。ところが、計算すると現在の日本での不登校の状況は、年間4兆円以上の損失になっているのである。不登校の子どもがそのままニートになって、18歳から60歳まで42年間働くことがなかったとすると、42年分×毎年2万人で84万人のニートが生まれる。生涯の平均年収が350万円として84万人で、毎年2兆9千4百万円の損失になるのである。そればかりでなく、ひきこもりやニートを年老いた親が食べさせた場合も、あるいは生活保護を支給した場合であっても、さらに250万円のマイナスとなることから、年間で約4兆円以上の損失になるのである。

このように考えると、米国での不登校の対応は、その背景に子どもが不登校になることによって、地域社会だけでなく国が損失をこうむるという発想が見られる。一方、日本の社会では、学校を、個人のものとして考える傾向が強い。例えば、クレーマーと言われる親たちの主張は、学校は生徒個人の利益に貢献するべきであるという発想がある。しかし、学校制度の成り立ちから考えると、学校は、本来ならば親が追うべき子どもの教育を、親達が(町や村などの社会が)集まって金を出して子どもの教育を依頼するというものである。すなわち、学校は、子ども一人ひとりのためにあるのではなく、地域社会の将来を担う子ども達が、より良い社会、

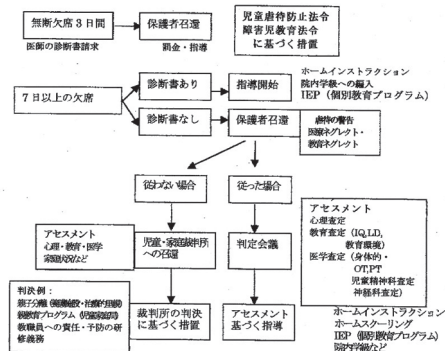


図2 米国ニュージャージー州における不登校対応(本田、2001)

(出所) アメリカにおける不登校の対応「教職研修」増刊

地域を作ってくれるという親や社会全体の願いの下に、社会・地域のために出来上がっているのである。にもかかわらず、「子ども一人ひとりのために」などという形でよりも個「社会人」という図式が当然のこのように学校内に浸透しているのである。不登校についても、学校に行かないことは個人が損をするという主張は見られても、社会が損をするという主張はほとんど見られない。図3は、「一時的な仕事に就いた者、進学も就職もしていない者の推移」であり、このような数のニートが生まれているのである。

IV. 学校を塾と同じだと考える社会

不登校を「社会の問題」として捉えることが重要なのは、学校の役割と家庭の役割、地域の役割を明らかにし「子どもは、将来の国家・社会を担う大切な人間」であるという意識を持つことが重要である。米国での状況を見ると、学校はよりよく生きてゆくために必要なところという信念が社会通念として見られるのである。

日本でも、学校が地域のセンターとして「親の代わりに子どもを教育してくれる大切な場所」であり、「先生も地域の人々から尊敬されていた」時代には、権威的であるという弊害はあったとしても、不登校の児童生徒は少なかったのである。これも、いわゆる「ミーイズム」という言葉で現されるように学校を塾と同じように個人にとって役に立つところ、学校は、個人のためにあるところであるという考えが普及するに従って不登校が増加してきたとも考えられる。

確かに、私立学校では、生徒は個人の将来の有

利な状況を得るために授業料をとって教育を行っている。学校に行く前段階である幼児教育の段階では、義務教育ではないという意味から幼児は、幼稚園、保育園では、お客様であり個人のより良い成長を促すことが目的であるという意識が強い。幼稚園、保育園でのこのような保護者の態度は小学校に入ってもそのまま同じように、子どもはお客様であるという意識が持続することが推測される。その結果、学校はお金を出して教育をしてもらう商売であり、教師は店員であるかのような意識を持つ親も見られる。

このように、不登校を個人の問題として捉えていることが、現在のような公的な機関を含めた不登校の対応を作り出している。典型的な例として「子どもが、学校に自分から行けるようになるまでじっくり待ちましょう」という、文部科学省や各県の教育委員会、そしてカウンセラーの状況は、学校を個人の問題として捉える対応であり、社会の問題として捉えるという観点が欠けているとしか言いようがない。いまだに、戦前の国家主義に対する反省と反発から、社会全体として、物事を考えることが批判される状況に見える。さらに、国家主義や社会全体の利益を考えることは間違いであり、個人の幸せのみを追求することだけが良い社会なのであるという社会的な信念があるように見える。しかし、社会全体の安定と幸福を考える結果として、個人の幸せがあるのであり個人の幸せのみを追求することはできないのである。これは、山岸(2000)の「社会的ジレンマ」という言葉が示すように、社会において個人の合理的な選択だと考えられているような「不登校の権利」が、実は将来の「社会の損失」であるという、両者が一致せず乖離が生ずる

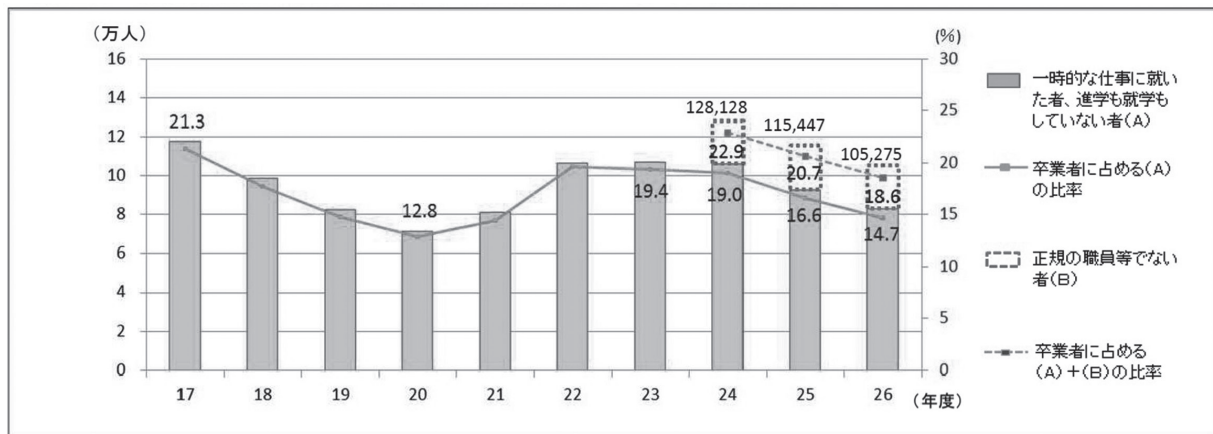


図3 一時的な仕事に就いた者、進学も就職もしていない者の推移
(出所) 平成26年度学校基本調査(確定値)について

状況であると言えるであろう。

V. 登校行動も社会的行動の1つとして教えなければならない

これまで述べてきたように、「不登校は子どもの問題ではなく、あくまでも大人を中心とした社会」の学校に対する価値観によって出来上がっていると言える。さらに、これを子どもの発達という観点から考えると、本来ならば、小学校中学年までは「適切な登校行動」や「学校の大切さ」を教えるということが必要であり、それ以降のおよそ10歳以降では、それまで獲得してきた、あるいは教えられてきたその個人である児童・生徒の行動基準としての登校行動に従って自発的に学校へ行くことができるようになる。すなわち、学校へ行くという行動も他の社会的な行動と同様に、親や教師という大人を通して社会の価値観として行動できるようにするための訓練と場面が与えられる必要があるのである。この自発的に登校できる行動とは、強制的に登校させるという管理教育とは反対のものであることは明らかである。その意味で森田(2011)で述べられているような、親のコンプリメントによる登校行動を褒めることによって促すことは、子どもに登校行動を教えるという意味だけでなく、親自身が学校へ行くことの重要性を認識することで子どもの登校行動を形成する要因になっていると考えられる。

もちろん、場面によっては、強制的に登校を促すことによって不登校を解決することも可能であるが、発達段階を考えた時に、それは小学校低学年までの価値観としての登校行動が形成される段階に限られるものであり、強制的に登校行動を促した結果として登校への方向が示された場合には、適切なコンプリメント(強化、社会的報酬)が与えられる必要がある。

一方、不登校の子どもの登校行動や学校の重要さの意識の発達をさまたげているものの1つに“子どもを強制的に何かをさせてはいけない”というカウンセラーや教師達の信念がある。子どもは常に自発的で自主的でなければいけないと言い切ってしまう教師や親たちによって、登校行動などの社会的な規範を教えなければならない小学校の低学年や幼児に対してさえ、教えなければならないことまでも教えることを避けてしまう傾向がある。このような意識の背景には、自由な教育という理想を持った人達が、本来ならば、社会的価値観の内在化の

後に生ずるべきものである行動を、それを実践するのに小学校以下の方が実践しやすいということから、小学校低学年の児童に対しても自主性、自発性を強調しすぎてしまう傾向があるのではないかと考えられる。

VI. 不登校の対策は、不登校に対する先入観が見られる

川島(2009)が指摘しているように、不登校の対応は常識の範囲でしか説明されていないように見える。不登校に関する研究は、調査研究とケース研究以外ほとんど行われていない。その理由として不登校児の個々のケースがあまりにも多岐にわたることがあげられる。実際、これまで行われてきた不登校に関する研究は、予防的な研究、調査も見られるが、その多くは不登校児の増加(あるいは減少)についての調査と関連して、学校のあり方を問題とするものあるいは個々の不登校児についてのケースレポートを中心とした不登校児の取り扱いについて検討がほとんどである。川島ら(2003)は不登校児の多様な対応を可能にするために不登校事例を72のタイプに分類することで、個々の不登校児への対応を検討してきた。しかし、不登校児が登校しないのは、登校しないことが不登校児であるという同義循環のように見える。確かに、不登校児を強制的に登校させることで不登校児ではなくなる。しかし、不登校児が強制的に登校させられたとしても問題は解決したことにはならない。その背景には、子どもは学校に行くことだけが成長ではない、学校に行くことだけが大人になる道ではないという意見によって主張されるのと同じ理由がある。しかし、不登校に関する多くのカウンセリングの場面で、なぜ、不登校児は学校に行けないのかという疑問が持たれることは多いと考えられる。不登校児の多くは、その事例を見ると自分では学校に行けるはずだと考えていることが多い。ある事例によると、登校をしようという前日の夜には不登校児自身が登校の準備のためにランドセルに教科書を入れるという。しかし朝になると身体症状が出て、どうしても学校に行くことができない。このような事例では、自分自身が不登校であることが認識できていない児童が多いと考えられる。すなわち、不登校児にとって、学校に行くこと、あるいは登校する自分というイメージとランドセルに教科書を入れている自分自身の心理的状况についてのずれが生じている

と考えられる。

Ⅶ. 不登校の対応は、最後にはカウンセラーに丸投げ

多くの教育委員会などの対応は、これという決め手がないために、最終的に、カウンセラーや医者に行くことが大切だという落ちになることが多い。一方、医者あるいは心理カウンセラーも個々の不登校児についてのケースもそれまでの事例にあわせるのではなく、教育相談を中心とした、その場限りの対応で間に合わせているのが現状であるように見える。すなわち、不登校がなぜ生ずるかについて心理学的な研究が欠けていると考えられるのである。川島(1998)は、不登校児に対する医者や教師の対応について、以下のような内容が見られるとしている。

1. 不登校とは学校に行かないことであるが、医学的に心身症の一部として捉えている。
2. 家庭にひきこもり長期にわたる不登校児に対しては、まわりのものは見守ることが重要であるという信念が多く見られる。
3. 家庭内暴力を呈する不登校児に対しては何もできていないことが多い。
4. 不登校児に居場所(家庭内、家庭外)を提供する重要性を強調することが多く見られる。
5. 登校刺激はネガティブな影響を持つことが多いと考えている。
6. 中学生以上の場合、気分障害、統合失調症など大人の精神疾患として扱われることがある。
7. 不登校の原因を探ることやその原因を誰のせいにするかを探すことは、いけないことであるという信念が見られる。
8. 不登校の状態は、休憩の時期であるとして、まわりのものはそのままそっとしておくことが重要だと考え、何もしていないように見える。
9. 学校に行かなくても生きていけると開き直ることも出来ると思込んでいる。

これらの不登校児に対する対応を見てみると、不登校児がなぜ学校に行けないのかよく理解できないので、余計なことをしないようにしようとしているとしか思えない。実際、不登校になった児童は、病院に相談に行くことが多い。それは、不登校の半数は身体症状を伴っているからであろう。もちろん身体症状がなくても不登校だけを主訴として病院に行く場合もあるが、殆どの不登校児は何らか

の身体症状を持っている。ここからも不登校は学校に行けないという行動上の問題ではなく、情動に関連する不適応であるということが出来る。相談所や病院で、いわゆる心身症としての不登校に対して、どう対応しているかを見るとやはり消極的な対応が多く見られる。その内容としては以下のようである。

1. 児童の訴えをよく聞いて、受容的・共感的な態度で接する。
 2. 教師や親は自分の考えを押し付けず、子どもが自分自身の意志で行動できるように対応をする。
 3. 親や教師は主観的な考えで接しないように心理的な距離を保つようにする。
 4. 登校することをあせったり、逆に放任をしたりしない。
 5. 子どもに接するときは、言い聞かせるのではなく、情報や助言として具体的に伝える。
 6. リフレーミングが可能なようにレポートを作る。
 7. カウンセラーや医師は対応法を決定し面接の日時などは時間を決めて対応する。
 8. 対応が難しくなった場合でも、つながりが保てるように希望的な態度をとる。
 9. 不登校児の環境となるできるだけ多くの成人に連絡をとる。
- などである。

一方、身体症状に対する対応が困難であるとき、家族はどうしても受け入れる一方になりやすい。その結果家庭内暴力という現象も見られる。特に家庭における両親や関係者の不登校についての理解ができていないことを示している。教師や病院がどのように両親に指導するかは不登校児にとって大きな影響を持つと考えられるが、その指針がはっきりしないのである。にもかかわらず、表1の「都道府県・指定都市における教育相談機関及び教育相談員数」にあるように、これほど多くの人件費と労力が教育相談にかけられているのである。

Ⅷ. 不登校を作り出すのは、他の子どもと比較して育てたから

以上述べてきたように、大人の価値観としての学校に対する私的な態度や、学校への社会的な価値観の欠如などは、その背景に、子どもを比較して育てる状況がある。近年の幼稚園から小学校に至る多くの子ども達の親は、子どもにより良い教育をあ

たえるという大義名分の下に多くの習い事を行わせている。その状況ではどうしても、同年齢の子どもと比較することになる。そして比較することで子ども達は、褒められたり叱られたり、激励されたりするだけでなく、親が喜んだり残念がったりするのを見て育つのである。現代の子ども達は、大学生でも、自分の将来の希望というよりも、親を喜ばせるために大学に入ったという者がいる。

そのように育った子ども達は、小学校低学年まで、他の子ども達よりも優秀で良くできることで親に喜んでもらえるようにがんばるのである。典型的な不登校の1つである「良い子の息切れ型」という子ども達は、小学校まではがんばって他の子どもと比較して良い子でいられるが、中学校に入ると、中間テスト、期末テストで実力が明らかになり、将来も良い子でいられないのではないかという不安から不登校になるという型である。このように「良い子の息切れ型」が生ずる背景には、親が子どもの成績や結果を他の子どもと比較し、褒めたり叱ったり、喜んだりしていることがある。いわゆるコンプリ

メントという言葉は、ポジティブな方向への強化であるが、コンプリメントがマイナスの方向に行われてしまうのである。この状況にならないためには、親は幼児期から、その子どもなりにがんばっていれば、他の子どもと比較して成績や能力の結果が劣る場合でも「人は人、我が子は我が子」という信念を持って接する必要があると考えられる。

IX. 公的な団体における不登校の対応策

上に述べたように、多くの県や文科省などの不登校対策は、どのような効果があったのだろうか。そこで、長野県をはじめとする、県単位での教育委員会の取り組みや、文科省の不登校への取り組みを見ていく。

1. 長野県の取り組み

著者が所属する大学のある長野県の不登校に関連する対策を見ると、例えば平成24年度に、小・中学校の連携とチーム支援を軸とした取り組みという

表1 都道府県・指定都市における教育機関及び教育相談員

区分	機関(カ所)	教育相談員			
		常勤(人)	非常勤(人)	計(人)	
教育センター・教育研究所	25年度	58	345 (5.9)	736 (12.7)	1,081 (18.6)
	26年度	59	370 (6.3)	644 (10.9)	1,014 (17.2)
教育相談所・相談室	25年度	115	92 (0.8)	529 (4.6)	621 (5.4)
	26年度	109	118 (1.1)	641 (5.9)	759 (7.0)
計	25年度	173	437 (2.5)	1,265 (7.3)	1,702 (9.8)
	26年度	168	488 (2.9)	1,285 (7.6)	1,773 (10.6)

(注1)()内は、1機関当たりの平均教育相談員数。

(注2)「教育センター・教育研究所」とは、教員研修、専門的研究、教育相談等の活動を行う総合的機関。

(注3)「教育相談所・相談室」とは、主として教育相談を行う機関のことであり、教育委員会や地方教育事務所の建物の中に設置されている相談室や相談コーナーを含む。

都道府県・指定都市における相談形態別教育相談件数

(単位:件)

区分	来所	電話	訪問	巡回	計
教育センター・教育研究所	14,048	84,080	3,289	804	102,221
教育相談所・相談室	25,902	38,429	4,217	12,983	81,531
計	39,950	122,509	7,506	13,787	183,752

(出所) 平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

タイトルで、次のように述べている。「不登校は、中学校に入学した1年間で、小学校6年次の約3倍に増加します。それは、人間関係や学習内容や方法など、入学後の新たな環境にうまく適応できないということが、要因の一つになっています。また、この要因を追跡調査した国立教育政策研究所の「中1不登校調査」では、中学1年生の不登校生徒の68パーセントが小学校4年生からの3年間のうちに、長期にわたる欠席や保健室への登校など、不登校につながるような兆候を示していたという報告もあります。こうした状況を解消するには、中学校における取り組みだけでは難しい面があり……」。また、長野県教育委員会では、平成24年10月長野県不登校対策検討委員会の名で「不登校対策の行動指針(改訂版)～すべての児童生徒の笑顔で登校と社会的自立を目指して～」を発行している。ここでは、不登校の早期発見・早期対応の取り組みとして、「児童生徒のサインや変化を見逃さない」という教職員の意識、日常的な行動観察や欠席状況把握による、児童生徒への適時適切な対応、チェックリスト等の活用、SC、SSW、相談員、特別支援教育コーディネーター等による教育相談体制の充実、「いじめアンケート」等を活用した児童生徒のサインを把握する取り組み、SC、相談員、関係職員や保

護者等を含めた支援会議の実施、多様な視点からのアセスメント、迅速な管理職への報告と関係職員間の情報共有、支援シート等の活用、コーディネーター配置など校内体制の整備、個別の教育的支援を必要とする児童生徒に対する中長期的な指導計画の作成、中学校30人規模学級編制、支援加配教員配置、小中人事交流等による基盤整備、支援のための児童生徒情報の円滑な接続、児童生徒・教職員の相互交流など心理的距離の縮小による学校不適応の減少、小中9年間を見通し地域で子どもを育てるという教職員の意識の醸成、校内生徒指導体制の確立、対応マニュアルの整備、効率的な支援会議の実施、不登校対応教員、SC、SSW、相談員、コーディネーター等と学校関係者との連携、校内中間教室の設置、学習支援等の学級復帰のためのプログラム実施等をあげている。

長野県も他の県と同様に、個々のケースだけでなく、各中間教室等の取組についての意見交換も行っている。例えば、「佐久市チャレンジ教室～ふれあい登校支援～」の目指す方向について、草の根活動ともいえるべき不登校児の親や経験者を中心に、図4のような「不登校を考える県民のつどい」が、毎年開かれている。

2015 11月21日(土)22日(日)
会場 長野県望月少年自然の家
 長野県佐久市協和 3489-67
参加費 1日・・・500円
 宿泊・・・4,000円
※参加費500円、宿泊費1,500円/1泊1室(朝食・昼食・夕食・朝・晩・湯・風呂)は、希望者の方に別途お申し込みください。

第6回長野県 不登校を考える県民のつどい
 ～子どもたちの幸せな未来をみんなで考えよう～

1日目 大人のつどい みんなの空間

- ▶ 13:00～13:30 オープニング
- ▶ 13:40～15:30 小さなつどい
 少人数グループで、語り合います。
 自分の思いを話したり、誰かの思いを聴いたり...
 心と時間を共有しましょう。詳細は裏面をご覧ください。
- ▶ 15:40～17:00 講演会 演題: 不登校に学ぶ
 長野県立コトブキオオカキ
西村 秀明 氏
(プロフィール) 昭和47年4月より山口県中央児童福祉施設、宇部健康福祉センター、山口県精神保健福祉センターを経て、平成14年4月より宇部フロンティア大学及び大学教員、主任学事に、「不登校の再検討」子どもの心 職の心で、「発達障害児の心と発達」心づなを執筆、出版などがある。
- ▶ 18:00～19:00 キャンプファイヤー ▶ 19:00～夕食、懇親会

2日目 みんなの空間

- ▶ 7:30～8:30 朝食
朝食は、みんなの空間に参加して楽しむもよし、平日に引き継ぎ語り合うもよし、本日のつどいでアレンジするもよし...
- ▶ 11:30～12:00 エンディング ▶ 12:00～13:00 昼食(食堂)

※ 参加費は、希望申し込み期間に定まっています。
 ※ 食事や飲料の注文した場合は、開会日の10日前からキャンセル料が発生します。10日前～前日は料金の半額、当日は全額です。

HP <http://www.nagano-futokou.net/>
facebook <http://www.facebook.com/nagano.futokou>
主催: 長野県不登校を考える県民のつどい実行委員会
共催: 長野県望月少年自然の家・チーム'95
後援: 長野県・長野県教育委員会・上田市教育委員会・佐久市教育委員会・長野県PTA連合会
この事業の経費の一部は県内民間企業の協力を活用しています。

図4 長野県の「不登校を考える県民の集い」

2. 文部科学省の取り組み

文部科学省は、学校基本調査の中で、不登校児の調査を行っている。そこでは、次のような定義の下に行われている。昭和41年度～平成9年度には、「学校ざらい」(注:50日以上欠席した児童生徒、平成3年度から30日以上欠席した児童生徒)。平成10年度～「不登校」(30日以上欠席した児童生徒平成10年度は50日以上も調査)として、「学校ざらい」とは「心理的な理由などから登校をきらって長期欠席をした者」であり、「不登校」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」としている。

文部科学省のこれまで行ってきた主な施策等をあげると、次のようなものがあげられる。平成4年3月学校不適応対策調査研究協力者会議報告「登校拒否(不登校)問題について-児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して-」において、登校拒否はどの子どもにも起こりうるものである、という観点に立って登校拒否を捉えていくことが必要であると

している。すなわち、現在元気に通学している児童生徒も様々な要因が作用して登校拒否に陥る可能性を持っているという認識を持つことが登校拒否の予防的観点から特に必要になってくる。学校が登校拒否問題に対応するに当たって、児童生徒の学校生活への適応を図ることと同時に、その自立をいかに促すかという視点を持って指導することが基本的に重要なことである。平成9年3月には、中学校卒業程度認定試験における受験資格の拡大を行い、学校教育法施行規則の一部を改正し、「やむを得ない事情により登校することができず、結果として中学校を卒業することができなかった場合においても、同年齢の生徒に遅れることなく高等学校教育を受ける機会が与えられるようにするため、試験を受けようとする学年の終わりまでに満15歳に達する登校拒否等の生徒についても中学校卒業程度認定試験の受験資格を与えること」とする、としている。平成9年11月には、「高等学校の入学者選抜の改善について」として、高等学校の入学者選抜にあたって、「登校拒否の生徒については、進学動機等を自ら記述した書類など調査書以外の選抜資料の活用を図るなど、より適切な評価

に配慮する」よう各都道府県教育委員会等に対して通知した。図5は、文部科学省の不登校対応のモデルである。

平成10年6月、中央教育審議会では、「幼児期からの心の教育の在り方について」の答申で、不登校は心の成長の助走期と捉え、ゆとりを持って対応しようと言言を行った。平成13年度からは、スクールカウンセラー活用事業補助として、平成7年度～12年度は、スクールカウンセラー活用調査研究事業として、スクールカウンセラー採用への補助を行っている。平成15年3月の不登校問題に関する調査研究協力者会議報告では、「今後の不登校への対応の在り方について」として、不登校の解決の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することである、としている。その意味においても、学校に登校するという結果のみを最終目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すことが必要である。個々の不登校児童生徒に対しては、主体的に社会的自立や学校復帰に向けて歩み出せるよう、周囲の者が状況をよく見極めて、そのための

不登校への対応に当たって

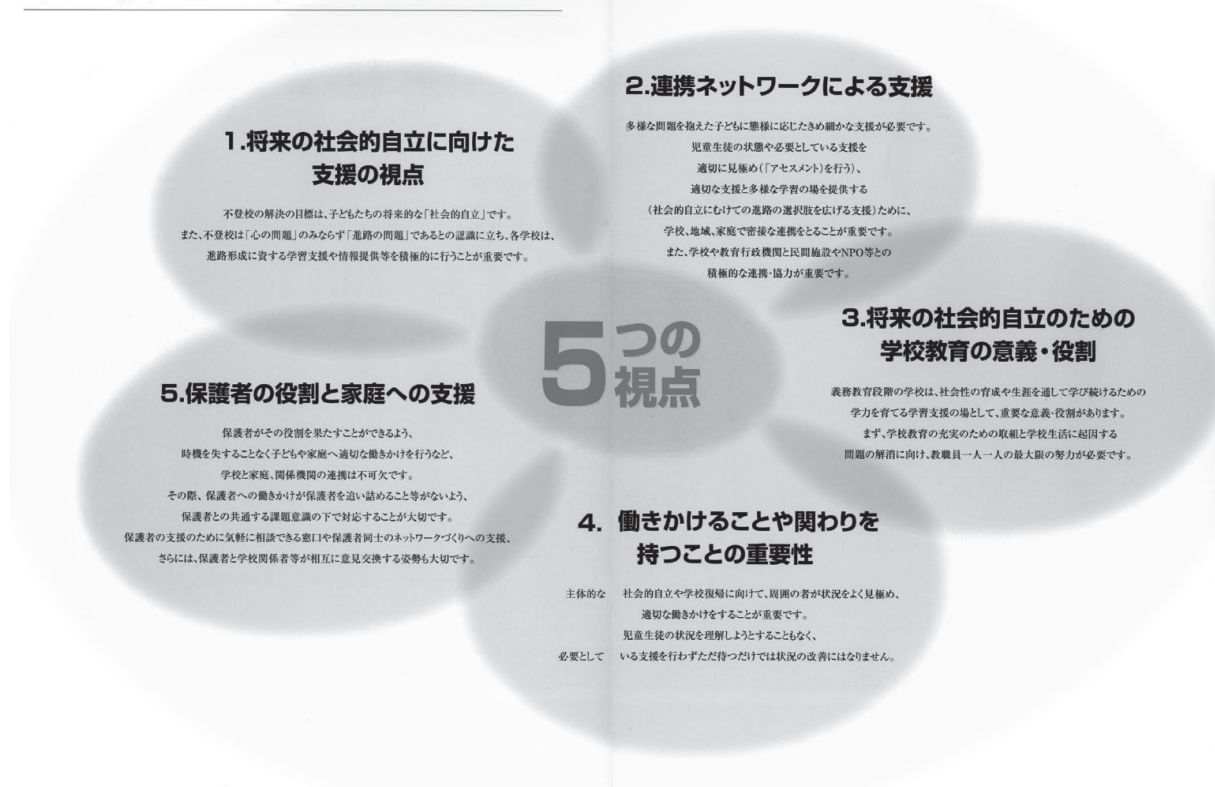


図5 文部科学省の不登校の対応「5つの視点」

環境づくりの支援をするなどの働きかけをする必要がある。児童生徒が自分の力で立ち直るのを何の関わりを持つことなく、また児童生徒の状況を理解しようとすることもなく、あるいは必要としている支援を行おうとすることもなく、ただ待つだけでは状況の改善にならないという認識が必要である、としている。表2および表3は、学校以外の機関等で相談指導を受け、指導要録上は出席扱いとした児童生徒数および自宅におけるIT等を活用した学習指導活動を指導要録上は出席扱いとした児童生徒数である。それらを見ると、学校以外のフリースクールなどの活用により、教育が行われていることがわかる。

文献

- 1) 勝崎彩子・川島一夫. 不登校の原因は、「いじめ」だと思ってしまう?. 信州大学教育学部紀要 第114号. p.1-10 (2005)
- 2) 川島一夫. 不登校タイプに基づく登校刺激についての理論的・教育臨床的研究1999. 平成8年～平成10年度科学研究費補助金 (B) 研究成果報告書全150頁 (1999)
- 3) 川島一夫. ケース分類に基づく不登校の定義と分類-教師のための不登校タイプに基づく対応. 信州心理臨床紀要 第1号, p.39-49 (2002)
- 4) 川島一夫・西澤佳代・片山洋一・岸田優代・中村千尋・今井康哲. 教師のための不登校タイプ別10ステップ対応法. 信州心理臨床紀要 第2号. p.1-10 (2003)
- 5) 林志保・川島一夫. EkmanのMETTを基礎とした共感トレーニングに関する研究. 信州心理臨床紀要 第5号. p.23-30 (2006)
- 6) 川島一夫. 不登校児は、なぜ学校に行かれないのかI-Ledoux, J.E Ramachandran, V.S.の研究を背景に-. 信州大学教育学部紀要 第119号. p.167-166 (2007)
- 7) 森田直樹. 不登校は1日3分の働きかけで99%解決する. リーブル出版 (高知) (2011)
- 8) 本田恵子. アメリカにおける不登校の対応「教職研修」増刊 第2巻不登校・ひきこもりへの指導. 松原達哉監修教育開発研究所 (2001)
- 9) 山岸俊男. 社会的ジレンマ「環境破壊」から「いじめ」まで. PHP新書 (2000)

表2 学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数(人)

	国立	公立	私立	計
小学校	3	3,151	4	3,158
中学校	37	13,565	104	13,706
計	40	16,716	108	16,864

(出所) 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

表3 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数(人)

	国立	公立	私立	計
小学校	0	55	3	58
※	0	18	2	20
中学校	1	174	23	198
※	1	102	3	106
計	1	229	26	256
※	1	120	5	126

(注)※の欄は、自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、学校外の機関等で相談・指導等を受けた日数についても指導要録上出席扱いを受け、「5-8 学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数」にも計上されている児童生徒数。

(出所) 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」